

重粒子線治療の対象について ～肝内胆管がんの場合～

【対象となる場合】

手術が困難な肝内胆管がん

【対象とならない場合】

- リンパ節転移や遠隔転移がある場合
- 近接する腸管に浸潤している場合
- 治療範囲内に活動性の感染がある場合
- その他医師が治療困難と判断した場合

【費用について】

◆ 重粒子線治療：公的保険適用（1～3割負担）

※ 高額療養費制度適用：実際の負担額は収入と年齢によって決まる月ごとの自己負担上限額となります。最新の情報は厚生労働省のホームページでご確認ください

 リーフレットはこちら

<https://hic-east.jp/acms2025/media-download/308/aca7c8ca873ad9cf/PDF/>

